

大気環境保全専門委員会における調査研究事項について

1 背景（諮問理由）

現在、千葉市では、大気汚染防止法第22条等の規定による大気汚染状況の常時監視として、27か所の測定局等において各種大気汚染物質の測定を実施しているところである。

このたび、微小粒子状物質（PM_{2.5}）による大気の汚染に係る環境基準が設定され、常時監視の測定項目としてPM_{2.5}が位置付けられたことから、今後、千葉市におけるPM_{2.5}の実態を的確に把握していくため、測定を実施する地点等を適切に計画しておく必要がある。

一方、千葉市の大気汚染状況は、大気汚染防止法等に基づく規制や事業者の公害防止に係る自主的取組等によっておおむね改善傾向にあり、一部の大気汚染物質にあっては環境基準を長期間達成する状況が続いている。このような状況に鑑み、現行の常時監視体制について、測定局・測定項目の統廃合を含めた見直しを行い、効率的な測定を実施することが必要となっている。

以上の常時監視体制に係る方針の決定に当たり、大気環境保全専門委員会において、専門的な見地から検討を行うものである。

2 調査研究事項

今後の効果的な大気汚染状況の常時監視体制について

○PM_{2.5}の測定地点の選定等

○測定局・測定項目の統廃合を含めた現行の常時監視体制の見直し